

こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付要綱

制定 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、子どもや若者、子育て家庭等が地域で安心して生活できるよう、こども食堂や地域食堂などのこどもの食支援活動に対する食材等の寄附受入れや保管、地域団体への配布等を行う拠点を運営する事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、こどもの食支援のために提供された食材等の搬入・仕分け・配布等を行う拠点の設置及び運営を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 国、県及び各種団体の補助制度や本市の他の補助制度の助成等を受ける場合において、当該助成等の補助対象経費に該当するものは、この補助金の補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市が指定する期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）またはそれに準ずる書類
- (2) 第3条に規定する補助対象経費の内容が分かる書類
- (3) 設置費を申請する場合は第3条に規定する補助対象事業実施場所の写真（事業着手前のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、交付の適否を審査し、その結果について、こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付・不交付決定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、次に掲げる条件を付し、当該補助金交付の決定をするものとする。

(1) この補助金を補助対象事業以外の用途に使用しないこと。

(事業の計画変更)

第6条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けた者が、当該事業の内容を変更しようとするときは、事前にこどもの食支援のための拠点運営事業補助金変更交付等承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、変更の適否を審査し、その結果について、こどもの食支援のための拠点運営事業補助金変更交付等承認・不承認決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(事業の完了)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、当該事業を終了したときは、こどもの食支援のための拠点運営事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、すみやかに市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（第7号様式）

(2) 補助対象経費に係る支払い領収書等の写し

(3) 設置費を申請した場合は補助事業実施場所の写真（事業完了後のもの）

(4) その他補助対象経費に関する証拠書類

(補助金交付の時期)

第8条 補助金交付の時期は、当該補助対象事業の完了後であって前条に規定するこどもの食支援のための拠点運営事業補助金事業完了届兼事業実績報告書の確認後とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、補助金の全部又は一部を前金払できるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿等の保存期間)

第9条 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を当該補助対象事業が完了した日の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 領収書

(2) 領収書に代わる書類

(3) その他支出に関する証拠書類

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助金の額
設置費	設備改修費	拠点施設の整備にかかる経費	1 / 2	補助対象経費に補助率を乗じた金額の範囲内で市長が定める額。 千円未満の端数は切り捨てる。
	備品購入費	拠点施設におく備品にかかる経費		
運営費	賃借料	拠点施設の物件賃借料（駐車場賃料含む）	1 / 2	補助対象経費に補助率を乗じた金額の範囲内で市長が定める額。 千円未満の端数は切り捨てる。
	光熱水費	上下水道、電気等に要する経費		
	通信費	電話、郵便等に要する経費		
	消耗品費	事務用品等の購入に要する経費		
	警備費	拠点の警備等に要する経費		
	保険料	施設賠償責任保険、火災保険等		
	その他経費	その他、事業運営に必要な経費のうち、市長が認めるもの		

第2号様式（第4条関係）

収支予算書

（収入の部）

（円）

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

（支出の部）

（円）

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

第3号様式（第5条関係）

こどもの食支援のための拠点運営事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日

様

藤 沢 市 長

次のとおり決定します。

標記補助金を 交付する。 交付しない。

交 付 決 定 の 内 容	1 補助金額	円
	2 条件	
	3 指示事項	
不交付決定の理由		

第5号様式（第6条関係）

こどもの食支援のための拠点運営事業補助金変更交付等承認・不承認決定通知書

年 月 日	
様	
藤 沢 市 長	
年 月 日付けの変更等申請について、次のとおり通知します。	
標記変更を <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。	
変 更 等 承 認 後 の 内 容	1 変更後の補助金額 円
	2 条件
	3 指示事項
不承認の理由	

第7号様式（第7条関係）

収支決算書

（収入の部）

（円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
合 計				

（支出の部）

（円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
合 計				